

住家の被害程度と住宅再建支援の関係

住家被害状況	災害救助法					被災者生活再建支援法※		
						建設・購入	補修	賃貸
全壊 (50%以上)	↑	↑	↑	↑	↑	基礎 100万 加算 200万	基礎 100万 加算 100万	基礎 100万 加算 50万
大規模半壊 (50%未満 ~40%以上)	↑	↑	↑	↑	↑	基礎 50万 加算 200万	基礎 50万 加算 100万	基礎 50万 加算 50万
中規模半壊 (40%未満 ~30%以上)	↑	↑	↑	↑	↑	基礎 0 加算 100万	基礎 0 加算 50万	基礎 0 加算 25万
半壊 (30%未満 ~20%以上)	↑	↑	↑	↑	↑	住宅の応急修理 (595,000円以内)		
準半壊 (20%未満 ~10%以上)	↑	↑	↑	↑	↑	住宅の応急修理 (準半壊) (300,000円以内)		
床上浸水		生活必需品 の供与 (被服・寝具等)	学用品 の給与	障害物の除去 (137,900円以内)				
住家の被害に関わらず可能な救助	避難所の設置	炊き出し ・飲料水	医療 ・助産	被災者の救出	死体の 捜索 ・処理	埋葬		

応急仮設住宅の供与
(建設・賃貸)

(住むことが困難な場合)

併用可

※ 長期避難世帯及び解体世帯（半壊、敷地被害）も全壊世帯と同様最大300万円を支給
 ※ 特定長期避難世帯（避難指示等が通算3年を経過したものうち、当該避難指示等の解除の日から2年以内に、当該市区町村内に再度居住することとしているもの等）については、支給金額に70万円を加えた額を支給（その額が300万円を超えるときは、300万円）
 ※ 単身世帯については、上記支給額の3/4